



## 災害発生時における要配慮者の 旅館及びホテルへの避難について

米沢市では、大雨などによる災害発生の恐れがあるとき、高齢者や障がい者等の配慮が必要な方が速やかに避難できるよう、米沢市旅館ホテル組合と協定を締結し、市内の旅館やホテルに避難できるようになりました。要件に該当する方の宿泊費は市が負担します。

### 1 受け入れ手順(イメージ)

#### ①自宅から直接旅館ホテルに避難する場合

組合加盟の  
旅館・ホテル



- ・空室確認
- ・宿泊調整
- ・各種手続き
- ・職員派遣

(移動手段は自己負担) (自家用車)

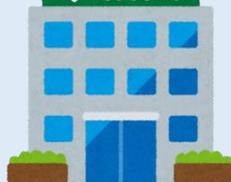


自宅



(①で受入れ可の場合)  
②旅館・ホテルに避難

市役所



①利用申込(電話)

米沢市役所  
(防災危機管理課)  
電話 22-5111

#### ②避難所から旅館ホテル避難する場合

組合加盟の  
旅館・ホテル



- ・空室確認
- ・宿泊調整
- ・各種手続き
- ・職員派遣

(移動手段は自己負担) (自家用車)



避難所



(①で受入れ可の場合)  
②旅館・ホテルに避難

市役所



①避難所の職員を通じて利用申込

## 【利用の流れ】

※旅館ホテルの受入開始は市災害対策本部で決定し、テレビ等の報道や市ホームページ、エリアメール、SNS等でお知らせします。

①利用を希望する方は、防災危機管理課（電話22-5111）へ電話して利用申込みをいただきます。市より空室がある宿泊先の旅館・ホテルをご案内いたします。

・事前聞き取り内容：住所、氏名、年齢、要配慮者の区分、一緒に宿泊する者

※注意：災害発生時に空室があることが条件のため、利用できない場合や必ずしも自宅から近い宿泊先にならない場合があります。

②ホテル又は旅館で通常のチェックインの手続き及び市に対して「宿泊要請書」の提出をしていただきます。宿泊費は市が負担します。

## 2 対象者

米沢市内に在住し、以下の要件に該当する方が制度の対象となります。

- |   |
|---|
| ① 高齢者（65歳以上） ② 障がい（児）者 ③ 妊婦 ④ 乳幼児<br>⑤ ①から④の介護者、介助者及び保護者 ⑥ 避難所での集団生活では健康を損なうおそれがある者 |
|---|

※要件確認のために、それぞれの番号に該当する書類をご持参ください。

- ① 自動車運転免許証又は健康保険証
- ② 身体障害（児）者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳
- ③ 母子健康手帳 ④乳幼児医療証 ⑤ 介護施設職員の身分証など

お問合せについては

米沢市防災危機管理課までご連絡ください

電話:22-5111（内線 3401, 3402）

e-mail:kiki@city.yonezawa.yamagata.jp